

電気通信大学先端領域教育研究センター規程

平成22年 7月21日

改正

平成26年 2月26日

平成28年 3月23日

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第19条第3号の規定に基づき、電気通信大学先端領域教育研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、国立大学法人電気通信大学テニユア・トラック制に関する規程に基づき電気通信大学（以下「本学」という。）が実施するテニユア・トラック制によって採用されたテニユア・トラック准教授が自立して研究活動を推進できるよう支援を行うことにより、若手研究者の人材育成と教育研究の活性化の推進を図ることを目的とする。

(職員)

第3条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) テニユア・トラック准教授
- (3) その他の職員

(センター長)

第4条 センターに、センター長を置き、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第5条 学長が必要と認めるときは、副センター長を置き、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期の末日は、センター長の任期の末日以前でなければならない。

(運営委員会)

第6条 センターに、センターの運営に関する重要事項を審議するため、電気通信大学先端領域教育研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 センターに関する事務は、学術国際部研究推進課が総括し、事項に応じて関係課が処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターについて必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規程は、平成22年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。